

松江地方裁判所委員会（第8回）議事概要

- 1 日時
平成18年9月25日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 足立正智，熱田雅夫，飯島健太郎，居石正和，佐藤洋志，
西島幸夫，広江みづほ，前田幸二
（五十音順敬称略）
（説明者）松田事務局長，垣屋民事首席書記官，立花刑事首席書記官
（庶務） 山本総務課長，法正総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 「裁判員制度の内容」について，松田事務局長，立花刑事首席書記官及び飯島委員（刑事部総括裁判官）から追加説明を行い，引き続き，意見交換を行った。
 - 立法過程では，人を裁くのに負担を感じるといった，思想，信条による辞退を認めるか否かについて，別途政令で定めることになっていたように思うが，議論は進んでいるのか。
 - 結論が出たとの情報はない。
 - 思想，信条による辞退を認めると，際限がなくなり，制度が担保できなくなるおそれがある。辞退申出ごとの判断についても，個人の内面の問題に踏み込まざるを得ないので線引きがしにくい。この点について，きちんと説明をしないと不安のある人もいるのではないか。
 - アメリカの陪審制では，公平性を保つために，候補者の人種や思想，家族構成といったセンシティブな情報も明らかにされて，それをもとに，検察，弁護側が候補者をそれぞれ忌避していき，残った候補者の中から陪審員を選任して裁判を行うという制度になっている。日本の裁判員制度でもそうなるのかなと思っている。
 - 裁判員は，性別とか職業を勘案して選んでいくのか，全くのくじ引きで選ぶのか。
 - 選挙人名簿から無作為に候補者を選び，欠格事由や辞退，当事者からの不選任請求により除外された人を除いた中からくじで決めることになる。
 - 辞退事由などはっきりしない部分が多く残っているが，スタートに間に合うのかという感じがする。
 - 裁判員になった人の情報は公開されるのか。
 - 当事者以外には非公開であり，当事者の場合でも，個人が特定できるような情報は非公開となる。

- 身体の障害を理由に裁判所側から除外することがあるのか。
 - 欠格事由に当たれば裁判員にはなれないということになる。欠格事由には当たらないが、障害があって裁判員の職務をすることが困難であれば、本人側から辞退することはできる。
- (3) 「裁判員制度の理解を深めるための法教育を含めた広報活動のあり方」について、松田事務局長及び飯島委員（刑事部総括裁判官）から追加説明を行い、小学生向け広報ビデオ「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ？」の視聴に引き続き、意見交換を行った。
- 学校関係、公民館関係の説明会が徐々に増えてきているという印象だが、問い合わせも増えてきているのか。
 - ほとんどの公民館には広報に伺って説明会の実施等をお願いしているのですが、徐々にではあるがそれが実を結んできているのではないかと思っている。学校関係も職場見学的なものも含め、増加してきているように思う。
 - 家庭からというルートもあり、女性で作られている団体やお母さんのネットワークを活かせばよいのではないか。
 - 裁判員広報については法曹三者で分担しているので、裁判所の資料には表れないが、検察庁でもかなりの数を行っている。
 - 今後、県内の教員を対象とした模擬裁判も予定されているようだが、どういった内容になるのか。
 - 模擬裁判は、刑事裁判一般の理解を深めてもらうため、あらかじめ用意したシナリオに沿って進行していくもので、役割を分担し、1時間程度かけて行うシステムになっている。今回は、教員の研修のカリキュラムの一部として企画されているもので、裁判官の進行で、他に、広報ビデオの視聴、裁判員制度の説明などを予定しており、合わせて2時間30分の枠をいただいている。
 - 裁判官等の席に座って、原稿を読むだけでも、かなり記憶に残る体験になるのではないか。
 - 教員に理解を深めてもらえば、それを通じて生徒にも影響が表れると思われる。こういった機会を多く持てばよいと思う。
 - 公民館での説明会で出た疑問点や不安について、2、3紹介してもらいたい。
 - 公民館で従来から行われている会合の中の一部を裁判員広報に割いていただくことが多いため、十分な時間が確保できず、質疑についても十分にできていないのが現状である。その中でも、辞退事由に関する質問は多いという印象である。今後、市民の皆様の疑問に答えていくような広報活動も展開していきたいが、そのためにどうやって十分な時間をとっていただくかということも課題である。
 - 裁判員選任に伴う有給休暇の制度を設けた大手企業があると報じられてい

るが、県内での動きはどうか。

- 地元の金融機関の影響力は大きい。そこで何らかの取り組みをすれば周りに波及する可能性は高い。
 - 島根県西部地区でも、浜田支部で裁判員制度説明会を行ったり、出前講義に出かけているが、今後ますます充実させていかなければならない。
 - 積極的に出向いていくというのであれば、秋には各種イベントも多いので、そういうところで資料配布だけでもできるのではないか。
 - 広報というわけではないが、先日行われた市民レガッタで、裁判所職員が自発的に「裁判員制度」の文字の入ったユニフォームを着て参加してくれた。
 - 主婦層への広報について、うまく家庭の中に入り込むために、有益な活動方法があるか。
 - P T Aなどがあるし、保育園などは県全体の組織もある。
 - 最近、DVやジェンダーなどに取り組んでいる団体が増えてきている。そういうところは法制度に対する関心も高い。パンフレットを置くだけでも効果があるのではないか。
 - 裁判員制度を含めた裁判制度、いわゆる法教育というものについて、裁判所はどう取り組んでいくべきか。
 - 問題の解決の仕方については、この制度の中に普遍的なものがあるので、学校現場でも応用できるのではないか。
 - 法教育として取り上げられているものをテキスト等で見ると、部活動の中でレギュラーをどうやって選ぶかとか、校則はなぜ必要かとか、裁判と結びつけた形ではなく、集団生活の中でのルール必要性とかルール作りの方法といったことについて生徒たちに議論させるといったことを考えているように思われる。
 - 我々からすると、裁判所というのは最も遠い存在であるが、これからは一般の人が裁判官の協働作業者になるんだということを宣伝していく必要がある。
- (4) 「市民に身近な裁判所にするために」について、垣屋民事首席書記官、松田事務局長及び飯島委員（刑事部総括裁判官）から説明を行い、引き続き、意見交換を行った。
- 学生を連れて時々裁判所に傍聴に来る。学生には一連の手続の流れを自習してくるよう言うが、その場で何の説明もないと、それが手続のどの段階にあるのかということが分かりにくいと思う。こちらの裁判所では、そういった説明が行われており、私の指導面でも助かっている。逆に、傍聴する側も、どのような事件で、どこが問題になっていて、今どういう手続をしているのかといったことを調べて来た方がいいかなと思う。そういう面では手間がかかることだと思う。
 - 刑事裁判に関して言えば、裁判所だけががんばっても駄目で、裁判官、検

察官、弁護人の三者がそれぞれの立場で分かりやすい裁判の実現に取り組まなければならないと思っている。

- 裁判員制度が始まると、それが大切になってくると思う。裁判官も検察官も弁護士も、法律を知らない人に訴えかけていく必要が出てくる。
- 裁判員制度を睨んで、分かりやすい裁判への取り組みが行われており、パソコンソフト等を使って視覚に訴える方法も試行されているが、それがかえってわかりにくいという感想もある。今後、色々な意見を参考に、試行錯誤していくしかないかと思っている。

(5) 意見交換テーマの選定

次回も引き続き「市民に身近な裁判所にするために」のテーマを選定するとともに、「刑事裁判における分かりやすい審理に向けた試みについて」も意見交換することとなった。

(6) 次回開催日時

今回は、平成19年2月19日（月）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。

(7) 閉会あいさつ